

神戸市立工業高等専門学校都市工学プログラムに係る他の高等教育機関等
で修得した単位及び学修の認定の取扱いに関する規則

2023年4月1日

規則第155号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科の都市工学プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関して本校以外の高等専門学校及び大学等（以下「他の高等教育機関等」という。）で修得した単位及び学修の取扱いを定めることを目的とする。

(対象とする単位及び学修)

第2条 この規則が対象とする単位及び学修とは、本校専攻科入学以前に他の教育機関等に在籍した学生が他の高等教育機関等において修得した単位及び学修、その他文部科学大臣が定める学修とする。

(申請)

第3条 前条に定める単位及び学修について、本教育プログラムの修了に関わる単位として認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、本校専攻科入学後直ちに別に定める申請書を事務室学生課に提出しなければならない。

(認定)

第4条 前条の申請書の提出があったときは、次の各号の基準により別に定める修了認定会議において審査し、校務運営会議の承認を経て、校長が本教育プログラムの修了に関わる単位及び学修として認定する。

- (1) 日本技術者教育認定機構（以下「J A B E E」という。）の認定を受けた他の高等教育機関等において修得した単位については、当該科目の成績評価及びシラバスに基づき審査を行う。
- (2) J A B E Eの認定を受けていない他の高等教育機関等において取得した単位については、当該科目のシラバスに基づき審査を行い、100点満点で70点以上評価の科目については認定し、60点以上70点未満評価の科目については審査のうえ認定の可否を決める。60点未満評価の科目は認定しない。

(通知)

第5条 校長は、前条により本教育プログラムの修了に関わる単位及び学修を認定したときは、別に定める通知書により、学生に通知するものとする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃については、都市工学科で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。